

障害年金の等級変更等に係る調査回答状況

7. 前項6の具体的な事例(不利益事例)

1	身寄りなく長期に入院している患者で、等級が下がり、生活費が少なくなりました。又、それ以上に、等級が下がったことへの不安感がつよい。
2	クライアントの生活能力は全く変わっていないのに、退院したら障害厚生年金が廃止になった。
3	知的障害の方で、障害がある程度固定しているため、同様の記載で現況届を提出。基年2級が3級相当にみなされ支給停止となった。
4	福岡県にて2級支給を受けていた診断書と同等の記載で東京で申請したところ、不支給となってしまった。労働能力は期待できないといった記述もあったが、福岡の診断書はH22年、東京ではH25年の件です。
5	病状が悪化したため、3級から2級になった。(本人は不利益とは思っていないと思います)
6	障害重度の方で、保護者高齢、後見人等もおらず、等級が減じたことに半年間気づかなかった。額改定請求を行ったが、等級は戻らなかった。因みに本人および周辺環境に何ら変化は見うけられなかった。
7	他医療機関からコピーをとりよせ、診断書を作成したが、2→3級に下がり、家庭からの金銭的な支援も厳しく、場合によっては生活保護の検討も視野に入れている。
8	3級が2級になったため、年間の受給年金額が半分になってしまった。
9	繰り返す入退院を経て、生活保護+障害厚生年金2級で生活していたクライアント。やっと働けるようになり、生活保護をギリギリ抜け出せるほどの収入を得ることができ、「やっと家族や人前に顔を出せるだけの立場になれた」と笑顔で話していたが、更新時に3級となり、生活保護を再受給となった。精神的ストレスも多くなり、再入院も危惧されたほどであった。
10	就労継続支援事業所へ通所している旨を診断書に記載したところ、等級が下がった。1名は基礎年金で3級となったため、結果的に受給できなくなった。
11	2級より3級へ等級が下がった。病名は躁うつ病。就労継続支援B型に通所中。
12	3月までは病院のPSWだったために、お答えします。6項の人数は正確にはわかりませんが、他のPSWの話だけでも30人は軽く超えていると思います。私が関わった人や、教えてくれた人でも10人はいます。2級から3級に下がって、基礎の人は全く年金がでなくなったなど。また、不服申し立てをしても、まったく意味がなさない状態。診断書の内容は前回の現況診断書とまったく同じ状態でもです。
13	50代女性、障害基礎年金2級を受給されていたが、前回の診断書より症状も重い内容(日常生活能力の判定も一項目以外すべて1ポイントないし2ポイント状態悪くチェックされ、日常生活能力の程度の精神障害も2→3に変更)を記載されたが、3級に下がってしまった。
14	就労支援事業所の日常作業の通所日数を週4日にしたら、等級が2級→3級になった。それをきっかけにご本人は、この収入では生きて行けないと悲観し、状態が酷く悪化した。救急入院で胃瘻の及んだ。精神障害者のメンタル影響を
15	前回提出の診断書と病状が同様状態であり、そのように現況届診断書を作成した結果、等級が下がってしまい、結果として障害年金の受給ができなくなってしまった。
16	精神症状はほぼ固定で変化はないが、事故後の後遺症で、むしろ生活のしづらさは増大したと思われるケースだが、2級→3級に下がった。
17	たまたま福祉的就労にもついていない方ばかりだったという面もあります。気には止めていますが、具体的に直面したことはありません。
18	主に高次脳機能障害の方の新規請求支援なので、特にありません。(最長2年の訓練施設機能、生活、就労です。)
19	1級から2級に変わる方が増えている。福祉が使えなくなり、医療費がかかるようになった。(当県の場合?)
20	20年以上1級を受給。今回、2級に等級変更になり、審査請求を行ったが変更なく、審査請求までの間で本人が気分的に不安定になり、再審査請求はあきらめた。
21	障害者手帳の等級変更に伴い、年金の等級も下がった。
22	入院治療が必要でなくなった事で、1級から2級へ変わられた。症状的には変わらず、その人なりに入院外で必死に努力されているのに。
23	前回と同内容で作成し、提出したが、後日Ptより等級が下がったと連絡があり発覚。現況についてはPtから開示がないため不明。
24	「就労可能」記載すると、基礎年金2級から3級へ級落ち。1級だった方が、過去1年入院していなければ2級に級落ち。
25	前回の診断書より日常生活能力は重めに記載されているが(他の箇所は変更なし)2級→3級となった。
26	・症状悪化し、入院となった。 ・不安感増悪し、頻回に病院へ電話するようになった。
27	確認届を提出後、基礎年金3級に該当するという事で、年金支給が停止になったため、不服申し立てを行った。
28	2級→3級へ下がった。診断書の「前回との比較」は「変化なし」にチェックしていたが、前回は作業所通所だったのが、今回は、オープン就労しているという状況ではあった。(就労は障害者枠で短時間、過去に経験のある職種であり、「予後」は不良との内容で記載されていた。)
29	B型事業所ご利用の方が就労(1ヶ月¥60,000~70,000の収入)を記入したところ、年金が停止になり、¥0になりました。祖母宅に居候のため、生活費が足りず、経済的不安により一時不安定となりました。
30	過去1年間ではないが、等級が2級から3級に下がった例がある。
31	主治医が現在の状態で診断書を作成すると、等級が下がり、「年金がもらえなくなった」「年金額が下がった」と言われ
32	就労状況欄に、一般企業での雇用と書いたところ、基2級→3級相当となり、年金支給停止となった。(半日勤務のアルバイトで月2~3万円の収入しかない方)
33	※ただし、H22.7の現況診断書にて等級が下がり、その後、H23(1年後)の等級改定の請求まで支援し、元に戻った事例1例ありました。

障害年金の等級変更等に係る調査回答状況

7. 前項6の具体的な事例(不利益事例)

34	<p>①障害基礎年金1級受給者が現況届を提出後、2級へ変更された。現況届診断書内容は前回とほとんど同レベルの内容だった。</p> <p>②障害厚生年金2級受給者が現況届提出後、3級へ変更された。現況届診断書内容で、診断書作成時から2か月程度前から福祉的就労を週4日3、4時間やり始めたばかりだった。現況届提出後、福祉的就労は精神的な疲労からやめている。</p>
35	過去1年間でなければ、障害状態確認届診断書にて、全く同じ内容の診断書を書いたにもかかわらず、等級落ち(1)と停止(2)になったケースがあります。
36	妻と二人暮らしの男性。これまで障害厚生年金2級を受給。配偶者加算ももらいながらどうにか生活をしてきた。今回診断書の内容がほぼ変わらなかったが、3級となり、配偶者加算もなくなってしまい生活ができなくなるとの相談があった。
37	無職で日常生活の障害程度も変化がなく、昨年終りごろ前年と同じ内容の診断書を提出。結果、2級→3級。支援者と窓口で相談に行ったところ、(60歳を過ぎているので)障害年金ではなく「自分の年金」にしてはどうかと提案された。
38	<p>①障害基礎年金2級を受給しながら就労していた30代の男性。2011年、2013年、2014年と現況届を提出。ほぼ変わらない内容であったが、2014年1月に現況届を提出したところ、4月に支給停止が通知された。</p> <p>②障害基礎年金2級を受給しながら就労していた40代の男性。2013年11月に「2年以上継続して就労できており、日常生活に著しい制限を受けているとは認められない」という理由により、支給停止に。</p>
39	2級から3級に下がった。
40	障害厚生年金2級を受給していたが、現況診断書を提出後、等級が3級に変更となり、さらに妻がいたことから加給年金も停止されてしまった。その結果、支給額が年147万円余だったものが、年58万円弱と半額以上もの減額となった。その年金で生活を支えており、状態上はまったく変わっていないの何故かという思いで夜も眠れなくなってしまったという。
41	<p>上記の質問事項とは外れますが、どうしても解せないため、記述します。</p> <p>当院では、長期入院中でも前回と同じ内容で現況届の内容をDrが記述したところ等級が下がる方が多数います。茨城県は障害年金1級の方は医療が無料であるためか、他県よりもその傾向は早くから(昨年)見られていたように思われます。</p> <p>しかし、解せないのは共済年金の障害年金を受給中の方で、先回と全く同じ内容で現況届をDrが記述したところ、2級から1級に等級が上がった方がいたことです。特に額改定請求を提出したわけでもありません。</p> <p>今後、障害年金の受給において、国民年金、厚生年金と共済年金とで格差や差別が広がるのでないかと、非常に不安になりました。</p>
42	病名は統合失調感情障害。日常生活能力の食事に関する項目で、能力が低下したとしたにもかかわらず、等級が2級から3級に変更になった。
43	現況診断書を提出したところ、障害基礎年金の支給を停止された。停止されたことにより、現状より更に悪化。毎日、落ち着かない日々を過ごしておられ、作業所にも出てこれない状況。また、家族の方も大変心配されており、心労が重なり、寝込んでいる状況。
44	本人の家族から、等級が下がり(3級に該当)、支給が停止されたという連絡があり、通院先の病院に確認すると、前回と同じ内容の診断書を提出しているということだった。家族からは、状態が正確に主治医に伝えられていないのではないかとこの話を聞き、診察に同席するよう勧める。
45	統合失調症男性、家業農業の手伝いを行っている。退院後再発せずに生活できているが、生活障害を抱えている。
46	51才女性、在宅で夫、子供3人と同居。これまで大量服薬等、入退院を25日くり返す。家での家事もままならぬ状況の中、夫や子の協力で何とか生活。障害基礎年金2級を受給し何とか生活できていたが、前回と同じ内容の診断書で年金不支給となる。
47	収入の状況など、就労状況で記入があるからか、障害の状態には変化がなくても等級が下がった。
48	埼玉の事例であるが、「発達障害」に関わる認定で等級が下がった。
49	うつ病女性、前医にて、前回の診断書と同じような内容(ヘルパーとして働いているとは書いてあった)で診断書を提出したが、不支給となった。不服申し立てしたが、不支給のままとなった。そのため、当院に転院。当院にて、詳しく状況を聞いて(生活のために働いてはいるが、かろうじて働いている状態として、診断書を作成した)、年金申請したもののやはり不支給となった。